

平成23年10月19日

平成23年10月19日

平成23年第8回  
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第73号

平成23年第8回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年10月11日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成23年10月19日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

報告第7号 専決処分の報告について

議案第76号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第5号）

---

○開会日に応招した議員

板 井 隆君

仲 田 司 朗君

雑 賀 敏 之君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

赤 井 廣 昇君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

足 立 喜 義君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成23年 第8回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成23年10月19日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

平成23年10月19日 午前10時01分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議事日程の宣告  
日程第4 報告第7号 専決処分の報告について  
日程第5 議案第76号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議事日程の宣告  
日程第4 報告第7号 専決処分の報告について  
日程第5 議案第76号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 

出席議員(13名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
10番 石上 良夫君	11番 井田 章雄君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀尾 共三君
14番 足立 喜義君	

---

欠席議員(1名)

9番 細田 元教君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 唯 清 視君 書記 ----- 前 田 憲 昭君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂 本 昭 文君 副町長 ----- 藤 友 裕 美君  
総務課長 ----- 森 岡 重 信君 財政専門員 ----- 板 持 照 明君  
企画政策課長 ----- 谷 口 秀 人君 町民生活課長 ----- 加 藤 晃君  
福祉事務所長 ----- 頼 田 光 正君 建設課長 ----- 頼 田 泰 史君

---

午前10時01分開会

○議長(足立 喜義君) 起立願います。おはようございます。これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成23年第8回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(足立 喜義君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、青砥日出夫君、10番、石上良夫君。

---

日程第2 会期の決定

○議長(足立 喜義君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(足立 喜義君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第4 報告第7号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、報告第7号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によって、これを議会に報告をいたすものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書をつけております。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、障害者自立支援法の改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理をするために、南部町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をいたしたものでございます。

内容でございますけれども、これは南部町特別医療費助成条例の第3条第2項第1号中「第5条第18項」とありますことをもとの法律が改正されましたことによりまして、「第5条第19項」に改めるという内容のものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年10月1日から施行するという内容のものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 以上で報告第7号、専決処分の報告についてを終わります。

---

### 日程第5 議案第76号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第76号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。

---

議案第76号

平成23年度南部町一般会計補正予算（第5号）

平成23年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,050,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年10月19日

南部町長 坂本 昭文

平成23年10月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

---

今回の補正は、子ども手当システム改修事業、災害対策費、台風災害復旧事業というものの3つが主なものでございます。

9ページの方に移ります。まず、歳出でございます。総務費、総務管理費、16企画費でございますが、236万8,000円を追加し、4億4,695万3,000円とするものでございます。これは台風12号により原工業団地で法面崩壊があり、誘致企業の災害復旧工事への助成を行うものでございます。事業費の3分の1ということで、236万8,000円としております。

下段に移ります。3款民生費、子ども手当費でございます。164万5,000円を増額をいたしまして、2億3,780万1,000円とするものでございます。これは支給月額の変更への対応、新たな支給要件への対応のため、システム改修を行うものでございまして、10分の10となっております。

7款の土木費でございます。土木総務費1,020万円を増額をし、5,355万6,000円とするものでございます。これは自然災害によりまして、住宅地の崩壊や隣接法面崩壊があった住宅地の災害復旧工事で補助対象にならなかった民家への助成を行い、不安の解消を図るものでございます。10の交際費でございます。見舞金としまして10件分ということで20万円、それから、負担金補助及び交付金としまして1,000万円を計上しております。これは7件で

ございます。

8 款の消防費でございます。災害対策費でございます。4 1 6 万 1, 0 0 0 円を増額をいたしまして、1, 4 5 8 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。これは東日本大震災に伴う西部町村会派遣の参加者への手当の支給でございます。それから、台風 1 2 号による災害対策本部設置費用と避難所運営費用、それから、各集落に雨量計を配付する費用等でございます。

次は、1 0 ページに移りますが、1 0 款の災害復旧費でございます。農地災害復旧費でございますが、3, 3 4 9 万 8, 0 0 0 円を増額をし、3, 3 5 0 万円とするものでございます。これは台風 1 2 号の災害復旧費ということでございます。農地災害復旧事業（補助）の部分で2, 0 9 9 万 9, 0 0 0 円。それから、農地災害復旧事業（単独）分として1, 2 4 9 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

農業用施設災害復旧費でございます。6, 4 0 4 万 8, 0 0 0 円を増額をいたしまして、6, 4 0 5 万円とするものでございます。農業用施設災害復旧事業（補助）、工事請負費として5, 0 4 9 万 9, 0 0 0 円。農業用施設災害復旧事業（単独）分として、委託料として1, 3 5 4 万 9, 0 0 0 円を計上をするものでございます。

1 0 款の災害復旧費、道路橋梁災害復旧費でございます。これも台風 1 2 号による災害箇所を計上したものでございます。道路橋梁災害復旧事業（補助）ですが、工事請負費として4, 4 4 9 万 9, 0 0 0 円。道路橋梁災害復旧事業（単独）分として5, 5 5 7 万 2, 0 0 0 円を計上をしたものでございます。

1 0 款、同じく災害復旧費でございますが、単県斜面崩壊復旧費でございます。これも台風 1 2 号によるものでございます。単県斜面崩壊復旧事業費委託料として1, 6 0 0 万円。工事請負費として3, 1 0 0 万円を計上したものでございます。

7 ページに戻ります。歳入の方でございます。1 2 款の分担金及び負担金でございます。農林水産業費分担金でございますが、これは農地災害復旧事業分担金5 0 2 万 4, 0 0 0 円、それから、農業用施設災害復旧事業分担金9 6 0 万 6, 0 0 0 円でございますが、これはいずれも 1 5 %の負担をしていただく金額でございます。

その下段に、単県斜面崩壊復旧費分担金としております。これは1, 4 1 0 万円を計上しておりますが、これは事業費の 3 0 %部分でございます。

1 4 款国庫支出金でございます。災害復旧費国庫負担金ということで、道路橋梁災害復旧費国庫負担金ということで2, 9 6 8 万を計上しておりますが、これは事業費の 6 6. 7 %部分ということでございます。

15 款の県支出金でございます。民生費県補助金、これは地域子育て創生事業補助金ということで、子ども手当システム改修の補助金でございます。100%ということで、164万5,000円を計上しております。

災害復旧費補助金でございます。農林水産業施設災害復旧費補助金5,977万3,000円でございますが、農地災害復旧費補助金、50%になりますが、これが1,049万9,000円となっております。農業用施設災害復旧事業補助金、これは65%になりますが、3,282万4,000円。単県斜面崩壊復旧事業補助金、これは35%になりますが、1,645万円となっております。

繰越金でございますが、4,476万3,000円を前年度繰越金を充当をしております。

21 款町債でございます。災害復旧事業債としまして9,840万円を計上しております。内訳でございますが、道路橋梁補助災害復旧事業債が1,480万円、道路橋梁単独災害復旧事業債が5,550万円。

次のページに移ります。農業用施設災害復旧事業費（単独）分として740万円。同じ事業でございますが、（補助）分として800万円。農地災害復旧事業債（補助）分として580万円。農地災害復旧事業費の（単独）分として690万円を計上をしております。

続きまして、4 ページに移ります。地方債補正でございますが、追加をしております。起債の目的ですが、公共土木施設災害復旧事業。限度額を7,030万円。起債方法は、証書借り入れ。利率、5%以内。償還方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができる。

2 つ目ですけれども、農林水産業施設災害復旧事業2,810万円。起債方法、利率、償還方法は公共と変わりません。合計で9,840万円を補正をするものでございます

13 ページに移ります。起債の残高調書をつけております。ちょうど真ん中どころになりますけれども、災害復旧費、当該年度中起債見込み額9,840万円をふやしてありまして、今年度中の起債見込み額の合計を6億4,653万円としてありまして、当該年度末現在高の見込み額が80億928万3,000円と見込むものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑ありませんか。

13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2点ほど、要望もかねてなんですがお聞きしますので、よろし



くお願いします。

まず、この議案説明書の中で7ページからずっとはぐっていただきまして、その中で対応策という欄で、該当農地が11カ所だとか、あるいはほかのところ、該当の町道が15線とかありますね。それで、これは議員個人だなくてもいいんですけども、議員控室の閲覧のところに農地については所有者がだれかということだなくて、どこどこ集落、どここの地区だとか、そういうぐあいでもいいですが、ぜひ、これは議長を通じて要求しますので、よろしくお願いします。これが1点です。

それから、予算書の中の7ページなんですけど、歳入の欄です。ここに分担金として載っております、これはいわゆる利用者というんですか、その該当する方の負担する金額ですね。全協の中でも私お聞きしたんですが、10分の10なら、これは分担金は要りませんからいいですけども、かなりの金額の分担金を払わなければならない、それで家計というんですか、自分とこのお金出す分が非常に困難だという場合の人は、じゃあそれはできませんということになると余りにも危険というんですか、毎日の生活する場所に危険が及ぶ場合もあると思うんです。そういう中、少なくとも借り入れされる場合は、それについての利子について町の方で支援するとか、そういうことを私はすべきだと思うんですが、それについての考え方。この2点ですね、ありましたら答弁をお願いします。

○議長（足立 喜義君） まず、1点目ではありますが、1点目は地域でもいいということがございますので、もし災害箇所が、個人情報にどうかということでもありますので、よければ、何だい問題なければ……。

建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 一覧表ということなんでしょうか、図面……。 （「一覧表」と呼ぶ者あり） 一覧表ということですね。そういう集落名を書いてということでしたらつくれると思いますので、また閲覧の方に置いておきますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。利子補給はしないかということでございます。この予算にはそういったものは計上しておりませんが、希望者があればまたそれなりの対応を考えていきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、答弁がきまして非常に、せっかくこういう要綱をつくられるわけですから評価しますので、ぜひ、要望にこたえていただくことを再度お願いしますので、

よろしくお願いします。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑は。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 何点かお願いします。

この補正予算書で、4ページの起債の限度額が補正されたわけですがけれども、この予算が通らないと入札で利率は決定できないと思いますが、最近の動向として大体どれくらいの利率で、何年の借り入れを予定しておられるのかということが1点目です。

それから2つ目は、予算説明資料の5ページで、災害対策費の中の財源の内訳で、地域衛星通信ネットワーク整備事業支援交付金というのが財源として充てられておりますが、災害対策費とこの交付金との趣旨がちゃんとかなっているからこういうふうになっていると思うんですけども、その関連について説明をしていただきたいということが2つ目です。

それから3つ目は、その前のページの4ページで、具体的に12号台風災害、12号被災宅地復旧工事助成ということが7カ所予算がついたわけですがけれども実際に、これは推測ですけども半額助成ですから、半額助成ができるから予算として出てきたというふうに理解するのか、対象地域はあるんだけど本人負担ができないから見送っているという事例があるのかなのか、その点についての御説明をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。事業説明書の5ページの、地域衛星通信ネットワーク事業でございますが、これは補正前の部分でございます。事業費言いますと1,052万7,000円の中に今申しました事業を行っております。その補助金がここに上がったものでございまして、今回の補正とは全く関係のないものでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。最近の動向の利率ということで、手元にきちっとした何%という数字の方を持ち合わせておりませんので、後ほどまたお調べをして報告を、お答えをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 4ページのことなんですけども、想定してるのかということでしたでしょうか。一応、申請をしていただいた中から見させていただいて、まだ県と具体的に協議したわけではございませんので、まだ想定の段階というふうに理解をしてやっていただきたいと思っております。補助がなかったから云々というのはそれぞれの皆さんの考え方ですので、な

かなかそこまでは推測できておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 建設課長に再度お尋ねしますけども、町独自の補助制度ですよ、この4ページは。これは、それが新たに補助をつくって、この制度の乗っかれる人たちを最大限見積もったという理解で、その後、事業を進められるかどうかは別途地元負担される方との協議になるという理解でよろしいですか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） そのとおりで理解していただいて結構でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

議案第76号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第8回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成23年第8回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

午前10時28分閉会

---